

京都市告示第 3 3 9 号

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 1 9 年 5 月 2 日付けで認可した四ツ谷芽町町内会について変更の届出があったため、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 9 月 9 日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 四ツ谷芽町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	長田 宏	山田 豪男
代表者の住所 及び所在地	京都市伏見区向島中島町 5 4 番地	京都市伏見区向島中島町 3 4 番地

(文化市民局地域自治推進室)